平成２８年（フ）第５４７号
兵庫県尼崎市神田北通６丁目176番地　プラザ神田401、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1453号
債務者　岡澤　桂子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４９号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目17番10号　アーク立花104号、前住所兵庫県尼崎市立花町３丁目21番１―101号
債務者　戸田　真弓
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６７号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―1824号
債務者　皆川　博司
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３７号
宮崎県延岡市富美山町1775番地385
債務者　宮田　秀美
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１３８号
宮崎県延岡市中島町４丁目255番地２
債務者　上杉　義美
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１６６号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目36番９号
債務者　藤原　　勉
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５７１号
神奈川県伊勢原市池端448番地　レオパレス花恋102号
債務者　瀧澤　寛樹
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０９号
神戸市西区玉津町高津橋463番地の２
債務者　岡崎　利昌
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
神戸市西区玉津町高津橋463番地の２
債務者　岡崎みち子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
山口県岩国市平田６丁目57番２―205号
債務者　赤松美智子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第１３４号
青森県弘前市大字和泉２丁目１番地６
債務者　工藤　里架
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第４１３号
千葉県松戸市胡録台176番地の２　ユニハイム・クレイディア松戸209号
債務者　山本　和美
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４６８号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目６番21―２号（ペアーブラッサムＢ棟101号室）
債務者　江尻　貴信
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８８号
千葉県松戸市西馬橋相川町167番地　コーポさくま101号
債務者　中澤　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５６８号
千葉県松戸市六高台８丁目36番地の10　菜ハウスシャルマン106号
債務者　市原友香里（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５９８号
千葉県我孫子市中峠3825番地の62　関方
債務者　車谷智恵子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７７６号
神戸市兵庫区須佐野通２丁目１番27号
債務者　明谷　文葉
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８９号
神戸市垂水区清水が丘３丁目３番７―402号
債務者　小杉　惠次
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部